

鳥取県中小企業の求人情報発信支援事業補助金 事務手続きについて

1. 事業計画書の提出

(事業開始の40日前又は11月30日まで)

○事業計画書は、期限までに下記お問い合わせ先までメールまたは郵送、持参によりご提出ください。

2. 事業の採択結果通知の到着

(12月20日までに県から通知)

○提出された事業計画書の総額が予算額を超えていた場合、次の順位により事業の採択を行い、その結果を県から通知します。

<採択順位>

- ①過去に本事業の利用実績が無い者
- ②過去3年間の採用実績が少ない者

3. 交付申請書の提出

○事業計画の採択があった場合、下記提出先まで必要書類を郵送又は持参してください。

4. 交付決定通知の到着

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

【交付決定後に事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
詳しくは下記お問い合わせ先までご確認ください。

5. 事業完了

※事業の完了とは、「補助事業に係るお支払がすべて完了した日」となります。

6. 実績報告書の提出

(事業完了から30日以内又は翌年度の4月20日まで)

○事業完了後、期限までに下記提出先まで必要書類を郵送又は持参してください。

7. 交付額確定通知書の受領

- * 交付申請及び実績報告を県が受領した日から30日以内に送付します。
- * 補助金は、当該通知日から2週間程度でご指定の口座へお支払します。

<資料提出・お問合せ先>

鳥取県商工労働部雇用人材局雇用政策課 雇用戦略担当
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220(本庁舎7階)
TEL:0857-26-7647 FAX:0857-26-8169
E-mail:koyouseisaku@pref.tottori.jp